令和8年11月4日

綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業　技術対話結果

技術対話について、対話を実施した入札参加者との対話内容のうち、全ての入札参加者に公開すべきと判断した対話結果を次のとおり公表する。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
1	提案上限価格	入札説明書	5	第2回質問に対する回答 p.22 質問No.317において、「これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。」とありますが、維持管理費提案上限価格である6.56億円（税抜）は貴企業団が過去に綾瀬浄水場において実施した修繕費用、点検費用、清掃費用の実績を基に参考として、製造・流通コストの総合的な上昇を考慮して設定された金額との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 機器据付直後はメーカー推奨の交換周期を基準として修繕を実施してきましたが、その後は修繕実績等を精査して実施する修繕内容や頻度を決定してきました。
2	保守点検及び池内清掃の最適化	落札者決定基準	6	「濃縮排泥の向上の具体的な提案」について、具体的に求めている事項を確認させてください。 （例：排泥池に流入する汚泥濃度の改善や引抜き頻度の低減等）	貴社の考える沈でん池からの排泥濃度を向上させる取り組みを提案してください。追加改造に限らず、点検方法や運用方法を含む提案も評価対象になります。
3	標準的な修繕費用	落札者決定基準	6	「標準的な修繕費用」と「応札額」の乖離が大きくなった場合、或いはその差が限りなく小さくなった場合について、貴企業団のお考えをお聞かせください。合理的な説明が付けば、標準的な修繕費用と応札額の幅は評価に影響しないという理解で良いでしょうか。 様式Ⅳ-7-3-3-③補足資料は「技術提案と共に出される修繕費用」として、入札額ではなく標準的な修繕費用を記載すると理解していますが、入札額についてはこの様式での作成は不要でしょうか。	標準的な修繕費用と応札額の乖離について、合理的な説明があれば、評価には影響しないと考えています。 乖離が大きい場合、小さい場合ともに、事業者ににとってメリット、デメリットがあると思われますので貴社の考えをご提案ください。 様式Ⅳ-7-3-3-③補足資料には、入札額として提示する修繕費用ではなく、標準的な修繕費用を記載してください。
4	標準的な修繕費用	落札者決定基準	6	綾瀬浄水場と相模原浄水場の規模感、更新設備の内容、設計建設費、維持管理期間を踏まえると、綾瀬浄水場と相模原浄水場の維持管理費の入札上限価格にかなり差があると感じています。この差を生じている要因として、何か特別なものがあるのであればご教示お願いします。 例えば、何か戦略的に修繕費を抑える取組みを綾瀬浄水場で行ってきたのでしょうか。（時間計画保全ではなく事後保全とした等）	維持管理費の入札上限価格は、浄水場毎に既設の維持管理費の実績と物価上昇率を考慮して算出したものです。 修繕費用は、時間計画保全と状態監視保全を行ってきた結果であり、事後保全を考慮したものではありません。 同時に公告されている他の沈でん池整備事業の中で、綾瀬浄水場に限り特別な考え方や思想を導入したものではありません。
5	標準的な修繕費用	落札者決定基準	6	前質問の修繕の考え方に関わるところで、時間計画保全の修繕周期設定について、これまでの変遷をご教示お願いします。 また、時間計画保全に状態監視保全（メーカーの点検や調査）の情報を加味したうえで、修繕内容を決めてきたということでしょうか。	当初は、時間計画保全に基づき修繕を行ってきましたが、他の事業体の事例や維持管理指針等を参考に、修繕周期を延長してきました。 また、既設メーカと協議しながら、設備の状態を勘案し修繕内容や周期を決定してきました。
6	標準的な修繕費用	落札者決定基準	6	「標準的な修繕費用」の標準とは、不特定多数の業者が実現可能な一般的な標準のことをいうのでしょうか。それとも提案事業者のノウハウ等を踏まえて（合理的に）説明可能なものとして設定した標準でしょうか。 標準的な修繕費用は、入札上限価格の修繕費用を必ずしも上回る必要はなく、場合によっては下回る提案もあり得ると考えてよろしいでしょうか。	標準的な修繕費用は、事業者のノウハウや実績等を踏まえて設定してください。 標準的な修繕費用が入札上限価格の修繕費用を下回る提案もあり得ると考えています。
7	設計	提出書類作成要領及び様式集	35	様式7-2-②「企業団が行う運転管理業務への好影響や配慮」を評価するとありますが、イメージが難しいため、具体例をご教示頂けますでしょうか。（ここでいう“運転管理業務”とは何を指すのでしょうか）	「運転管理業務」とは、企業団の職員が直営で実施している浄水処理業務を指します。 具体例を詳細に伝えることはできませんが、例えば、沈でん処理が効率的にできる方法などが該当すると考えています。
8	沈でん池	提出書類作成要領及び様式集	36	様式7-3-①　濃縮排泥の向上の具体的な提案を評価するとありますが、排泥弁などの更新を伴わない本事業において、具体的なイメージをご教示頂けますでしょうか。	貴社の考える沈でん池からの排泥濃度を向上させる取り組みを提案してください。追加改造に限らず、点検方法や運用方法を含む提案も評価対象になります。
9	施工に関する提案	提出書類作成要領及び様式集		施工期間中の施工図、品質管理記録などの保存にクラウド型管理システムの導入について確認させてください。 本システムには貴企業局様へもアクセス権を設定し、閲覧できるように考えていますが、貴企業団様のパソコンからの外部アクセスは可能でしょうか。 (動作環境は、OS：Windows10,11 推奨ブラウザ：無しを想定しています。)	クラウド型工事情報共有システムの導入は可能です。企業団でも一部工事で利用を進めています。 システムは工事業者指定のものを使用していますが、国土交通省や県が推奨する一般的なものを選定してください。 基本的な使い方等は、企業団ホームページ掲載の「情報共有システムに関する試行要領」を参照してください。 詳細は、契約後に企業団と協議して進めます。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
10	過去調査結果の取扱について	要求水準書（3）、イ	19	過去調査結果の取扱について確認させてください。 「企業団が過去に実施した測量調査や地質調査結果は参考とし、設計や施工計画に必要な各種調査は事業者の責任において実施すること。」とあります。 本事業は沈でん池内の機器更新となり、既設沈でん池は築造済みの躯体です。 当該調査にあたり、必要な項目や要望がございましたらご教示頂けないでしょうか。	過去の調査結果の記載は、入札参加者の提案内容により施工内容や改造範囲が異なるため示したものです。 調査に必要な項目は入札参加者の提案内容により異なるため、現段階で必要な項目や要望はありません。
11	沈でん池の施工時の池内清掃後の排水	要求水準書	20	施工による池の運用停止時に池内清掃を実施した際の排水処理については、維持管理時と同様に場内の排泥池等に排水可能でしょうか。	施工前（機器撤去前）に行う池内清掃は、排泥弁から排泥池へ送泥可能です。更新後の充水前に行う池内清掃は、コンクリート殻や小部品が排水に含まれる恐れがあるため、事業者で産廃処理するなど適切に処分してください。
12	汚泥掻寄機に関する条件	要求水準書	22	「沈でん池内の汚泥の堆積を減らし、池内の清掃や水抜き作業の軽減が図られる機器」については、現状よりも改善される提案を求めると理解しております。 汚泥の堆積は、掻き寄せ範囲の拡大と掻き寄せ頻度の改善による機能向上によって、池内の清掃や水抜き作業の軽減はこの機能向上によって実現できると考えてよろしいでしょうか。	具体的な方法、それによる効果を示してもらったうえで判断します。
13	汚泥掻寄機に関する条件	要求水準書	22	「沈でん池の端部に汚泥が堆積するため、端部までの汚泥を排除できる機器」について、具体的にどの部分に堆積しているかご教示ください。 なお、阻流壁の上の汚泥の堆積については清掃時に排除するという理解でよいでしょうか。	沈でん池の端部に汚泥が堆積する部分は次のとおりです。 ①汚泥掻寄機が折り返す地点と壁との間 ②汚泥掻寄機の側面にある躯体が傾斜している部分と汚泥掻寄機の間 阻流壁の上部の汚泥についてはご理解のとおりです。
14	電気設備及び配線工事等に関する条件	要求水準書カ、(ｳ)	23	更新対象外の設備改造の内容について検討しています。 第2回質疑回答にて『公告資料等に示す』と回答されていますが、技術提案時に提出する『概要』に図面等を資料として添付して宜しいでしょうか。	問題ありません。
15	資材保管場所	要求水準書（1）、ケ	25	取り外した”更新対象機器の予備修繕部品”について確認させてください。 貴企業団のご判断で当該部品の処分を行う場合、その費用は事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	予備修繕部品は、本事業の機器更新が完了するまでの一時的な保管と考えており、処分も事業に含むものと考えています。 特定の１部品を指定するものではなく、工事完成までに部品が壊れて代替品がなく困る事態を避けるため、外した機器を一時保管し、必要に応じてそこから部品を転用する予定です。保管する品目は、企業団と事業者が協議して決定します。 保管は場内の未利用地に、ブルーシート等で養生することを予定しています。
16	試運転時の諸費用	要求水準書	26	試運転時における諸費用について、原水や電気以外の薬品・排泥などに関わる費用についても事業者に負担を求めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	浮上リスク対策	要求水準書	26	「沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスク」について、現状の清掃時において、どのような対策をしているのかご教示お願いします。	現状は物理的な対策等は行っていません。 大雨の際における事業者の体制等をご提案ください。
18	電気設備	要求水準書	28	対象設備に付随する電気設備は維持管理業務の範囲に含むとありますが、電気室の既設制御盤は維持管理業務対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	緊急時の対応	要求水準書	30 ～32	「（災害時を含む）緊急時の対応」については、貴企業団からの連絡を待たず、事業者側からの自主的な対応を求めるものではなく、貴企業団からの連絡を受けて、貴企業団の初期対応の支援を実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者が不在時に発生した機器故障時は、企業団の連絡により、対応を求めますが、機器故障を除く災害等においては、事業者の自主的な対応を求めます。
20	緊急時の対応	要求水準書	30 ～32	前質問回答の災害時の自主的な対応とは、運転管理業務委託のような常に人員を配置して災害に備えた体制を求めているのではなく、災害発生後に企業団の連絡を待たずに能動的にアクションを起こすことができる対応と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	施設管理システムについて	要求水準書 (8)業務報告書	31	施設管理システムの内容について確認させてください。 施設管理システムの概要、入力項目についてマニュアルなどの情報を開示いただけないでしょうか。	綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業 第2回質問に対する回答の質問No.250を参照ください。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
22	施設管理システムについて	要求水準書 (8)業務報告書	31	施設管理システムについて確認させてください。 施設管理システムについて、完成図書など電子データの保存・保管は可能でしょうか。	添付ファイルの登録は可能です。 取扱説明書や単線結線図はシステムに保管していますが、容量の多い完成図書は別途DVD-Rや製本で企業団に提出してください。
23	執務室等の貸与	要求水準書 (11)	32	維持管理業務期間の執務室の貸与について確認させてください。 建設期間とは異なり、維持管理業務期間の多くの作業は短期間であることを想定しています。 本事業の維持管理期間の提案限度額も踏まえ、場内のトイレ・手洗い場・空会議室（休憩所としての利用）について、協議の上、借用を認めて頂きたく、借用可能となる具体的な条件をご教示頂けないでしょうか。	綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業 第2回質問に対する回答の質問No.267.268を参照ください。 現時点では、維持管理期間の場内工事等の錯綜状況が不明なため、借用の回答はできません。詳細は契約後に別途協議により決定します。
24	執務室等の貸与	要求水準書 (11)	32	維持管理業務期間の執務室の貸与について確認させてください。 建設期間とは異なり、維持管理業務期間の多くの作業は短期間であることを想定しています。 本事業の維持管理期間の提案限度額も踏まえ、維持管理期間中に事業者が、協議の上、場内の空会議室（休憩所としての利用）やトイレの借用が認めれない場合、事業者が仮設事務所や仮設トイレを維持管理期間中も設置する費用については、入札価格とは別に別途協議とさせて頂けないでしょうか。	第2回質問に対する回答の質問No.267を参照ください。
25	資材保管場所	要求水準書 （22） ウ その他	34	事業者が準備負担する資機材（工具など）や潤滑油の保管場所について確認させてください。 保管場所について、契約後に貴企業団より浄水場外を指定されるお考えや可能性は現時点でありますでしょうか。 （事業者の責任での適切な管理を前提として場内での保管を認めて頂けないでしょうか。）	第2回質問に対する回答の質問No.264を参照ください。
26	状態監視保全の具体例	要求水準書	36	DX・AI/データ活用によって、効果を発揮している、又は効果が期待できる状態監視保全の具体例はありますか。	企業団では検討課題となっているため、事業者の実績等を踏まえて提案してください。
27	計画修繕	要求水準書	36	維持管理費の提案上限価格（656,000,000円（税抜））を踏まえると、設備ごとの重要度やリスクに応じて、予防保全・状態監視保全・事後保全を適切に組み合わせた保全計画を検討することがライフサイクルコストの最適化の観点から合理的と考えております。 したがいまして、要求水準を満足することを前提とし、計画修繕に事後保全を採用する提案も可能でしょうか。 また、そのような保全計画に基づき、適切に維持管理を実施している中で設備故障が発生した場合、事業者の計画や維持管理に不備が認められないときは、当該故障に係る計画外修繕費は貴企業団の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	状態監視保全を適用し、修繕を実施していくことを原則とします。機器が故障する極限まで使用することは可能ですが、浄水処理への影響がないことが大前提です。 新設設備の故障による追加費用は、契約した事業費の範囲で実施していくことを予定しています。
28	計画修繕	要求水準書	36	「技術提案と共に提出される修繕費用」と「入札金額のうちの計画修繕費用」の違いについて改めて確認させていただきたく存じます。第3回の要求水準書に対する質問回答No.26において、両者は異なる金額となり得る旨ご回答いただいておりますが、それぞれの費用算定に当たり前提とすべき考え方の違いが十分に理解できておりません。「技術提案と共に提出される修繕費用」については「事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用」と記載されておりますが、「入札金額のうちの計画修繕費用」については、どのような考え方に基づき算定すべきかご教示ください。 標準的な修繕費用を担保して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	提案上限価格に提示した金額は、これまで企業団が実施してきた実績をもとに費用を計上したものです。 その上限価格以内で事業者が過去の実績や他団体での実績を踏まえて、修繕を行い、要求水準に定める性能を保証できることを原則としてください。 契約金額を超える場合は、企業団と事業者が協議したうえで、それを決めることができます。 その場合は「技術提案と共に提出される修繕費用」以内での修繕が可能と考えています。
29	計画修繕	要求水準書	36	第3回の要求水準書に対する質問回答No.27より、様式Ⅳ－７－３－③－補足資料「年次計画表（維持管理事業費）」の「計画修繕業務」の欄には、「技術提案と共に提出される修繕費用（事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用）」を記載するものと理解しております。このことから、毎年度実施する翌年度の計画修繕内容の協議においては、技術提案時に提出した「事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用」及びその修繕計画を基本的な考え方として用い、点検結果等に応じて修繕内容を調整していくとの理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。 技術提案時に提出した「事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用」及びその修繕計画を基本として毎年度実施する翌年度の修繕内容を協議により決定します。 上記を事業期間終了まで繰り返すことで維持管理費の契約金額の範囲に収めることを目標として、修繕内容を調整していきます。 事業期間中に契約金額を超える状況となった場合は、企業団と協議を行い、その妥当性が認められれば契約変更により修繕費用を見直します。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
30	計画修繕	要求水準書	36	基本的な考え方として、入札説明書に示されている費用の中で事業期間内の性能保証をするような理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	計画外修繕	要求水準書	37	運転管理上の支障がない軽微な不具合が発生した設備については、設備の有効活用及びライフサイクルコストの最適化の観点から、運転条件の調整などにより設備の継続利用を図ることも合理的な維持管理手法の一つと考えております。このような対応については、事業開始後、貴企業団と協議のうえ判断できるものとの認識でよろしいでしょうか。 運転管理側で実施する日常保守の中で、グリスアップやワイヤーの張り調整などの軽微な保守作業の対応は行っていただけるのでしょうか。	施設能力分の浄水処理ができるということを前提として協議により決定します。 グリスアップやワイヤーの張り調整などは要求水準に基づき、事業者が対応すべき範囲となります。既設設備の場合は不具合の状態によって、協議により決定します。
32	非常時対応手順書について	第1回資料閲覧	1	非常時対応手順書について確認させてください。 第1回資料閲覧で開示されました非常時対応手順書の初期点検表について、内容を公開頂けないでしょうか。	震度3以上の地震が発生した際は、以下の①を実施し、震度5弱以上の地震が発生した場合は、①を行い、参集者が到着後②を行います。 ①オペコン、ITV、CCTV、カメラを使用した点検を行い、各設備の異常の有無確認を行います。 ②場内巡視点検を行い、沈でん池設備、電気室、管廊各所の各機器の異常有無を確認します。
33	既設設備の荷重について	閲覧資料番号1,2		提案する新設設備の荷重と既設設備の荷重を比較し、既設構造物への影響の有無を判断する必要があります。しかし、既設設備の荷重は、閲覧資料から全て把握することが困難であるため、「251016_見積条件まとめ（3浄水場）.xlsx」のシート「①機器仕様整理」（見積依頼資料として提供を受けたもの）を正式な資料として使用してもよろしいでしょうか。また、貴企業団としては、閲覧資料の中に既設設備の荷重に関する情報があるという認識でしょうか。） なお、提案段階で新設設備の荷重と既設設備の荷重を比較結果や、既設構造物への影響の有無の判断を示す必要はありますでしょうか。	企業団のホームページに公表している公告資料、第4回までの閲覧資料を基に検討してください。 左記質問に記載のある見積条件の資料は参考資料として扱ってください。 閲覧資料等をもとに、既設設備と更新後の設備の重量を比較し、重量が増加する場合は、その影響を含めて検討し、技術提案で提示してください。
34	維持管理業務の体制	第2回質問に対する回答_要求水準書（案）　質問257	18	第2回質問に対する回答_要求水準書（案）　質問257のご回答について確認させてください。 "対応に要した費用の扱いについては、別途公表する公告資料等に示します"と回答でしたが、公告資料の提示がありません。 費用の取り扱いについてはどのように考えれば良いか、ご教示頂けないでしょうか。	費用の扱いは、事案ごとに劣化等の状況が異なるため、事案ごとに協議して決定します。 費用を支出する場合は、維持管理の契約額から支出する考えです。
35	対象設備の軽易な補修について	第2回質問に対する回答_要求水準書（案） 質問　302	21	第2回質問に対する回答_要求水準書（案）質問302のご回答について確認させてください。 ”軽易な補修に要する費用については、別途公表する公告資料等に示します。”との回答でしたが、公告資料に提示がありません。 内容についてご教示頂けないでしょうか。	新設設備の軽易な補修に掛かる費用は、事業者負担とし、既設設備の点検時に発生した場合の軽易な補修費用は、その状況に応じて協議により決定します。

（注1）入札公告資料にされている内容、応募者のノウハウ及び機密情報に関する内容は削除または表現を変更している。

（注2）公表した対話結果は、入札公告に係る質問回答の一部として扱う。

（注3）技術対話の実施内容は、審査に反映しない。